

平成28年度 第2回 東京都北区バリアフリー基本構想策定協議会 議事要旨

時	平成28年10月12日(水) 午後4時00分～午後6時00分
場所	北とぴあ スカイホール
出席者	<p>[委員] (敬称略・順不同) ※別紙出席委員名簿参照                  高橋儀平、菅原麻衣子、野口祐子、井上良子、田中淳子、小田政利、熊澤真砂子、印南美和子                  (代理：大八木剛)、吉田耕一、丹野克哉、花山明弘、高岡和宏、望月康男、河奈正道、齋藤邦彦、尾花秀雄、笠間雅弘、谷崎馨一 (代理：酒井和秀)、田中英行、鎌田英美、高橋聡司、渡邊涼、三條憲一、金澤大介、田中功、佐藤秀雄、石本昇平、林秀樹、江口裕行、土田信夫、塩ノ谷浩司 (代理：星秀明)、木津和久 (代理：階上誠)、生越啓史 (代理：近藤琢哉)、島崎健一 (代理：山口興)、高島俊和 (代理：野田悟)</p> <p>[事務局]                  北区まちづくり部都市計画課：寺田課長、杉戸主査、金沢主事</p>
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 事務局あいさつ</li> <li>3 委員紹介</li> <li>4 出席委員報告</li> <li>5 資料の確認</li> <li>6 会長・副会長のあいさつ</li> <li>7 傍聴人の確認</li> <li>8 議題                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 区民部会からの報告</li> <li>(2) 赤羽地区の地区別構想(素案)(特定事業を除く)について</li> <li>(3) その他</li> </ol> </li> <li>9 閉会</li> </ol>
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次第</li> <li>●席次表</li> <li>●北区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿</li> <li>(資料1) 区民部会からの報告</li> <li>(資料2) 北区バリアフリー基本構想 【地区別構想 赤羽地区】(素案)</li> </ul>

要旨

1. 開会

- (1) 事務局あいさつ
- (2) 事務局職員紹介
- (3) 委員紹介
- (4) 出席委員報告：35名/40名(事務局より33名の委員が出席しており、設置要綱に基づき、定足数を満たしていることを確認。出席委員報告後に2名出席)
- (5) 資料の確認
- (6) 会長・副会長のあいさつ

(7) 傍聴人の確認

- ・傍聴者数報告：1名（傍聴者数報告後に1名入室）

**2. 議題**

**(1) 区民部会からの報告**

●事務局より資料1、資料2説明

会 長：事務局より続けて議題2を説明していただき、その後、意見交換をしたいと思います。

**(2) 赤羽地区の地区別構想（素案）（特定事業を除く）について**

●事務局より資料2説明

●資料修正

- ・目次、第2章「2. 基本構想の基本理念と基本方針」に修正。
- ・45ページ、検討経緯10回～12回の開催日を今年度の開催予定日に修正。

会 長：ありがとうございます。お気づきの点がありましたらご意見をいただければと思います。1ページで挙げている「バリアフリー法の改正」とは何を指していますか。

事 務 局：交通バリアフリー法とハートビル法を統合してバリアフリー法となったことを指しています。

会 長：正しくは、「バリアフリー法の制定」だと思いますので、修正してください。

副 会 長：事務局には以前にもお伝えしたと思いますが、「こころ」と「情報」のバリアフリーを一緒にしてしまっているものかと疑問に思います。情報のバリアフリーには情報保障という点もあり、ボランティア精神の啓発等の考え方とは性格が違っているように思っています。

事 務 局：全体構想でも同様の指摘をいただき、章の中で内容を分けて明記しました。地区別構想でも同様に考えていきたいと思っています。

会 長：7章も現在は区民部会の活動の記録の記載しかありませんが、今後の方向性も含めて書き込んでいく必要があると思います。

委 員：今後、訪日外国人が増えてくると思いますが、北区では外国人対応に関する事業の予定はあるのでしょうか。

事 務 局：区でも今後観光の視点で、サインの多言語化などを検討することはあると思います。その場合は、情報のバリアフリーに関する事業として記載するか事業者を確認していきたいと思っています。

会 長：特定事業の調整の際にでも、確認していただければと思います。

副 会 長：40ページでこころのバリアフリー推進のアイデアを整理してありますが、今後これをどう詰めていくかが難しいと思います。着地点をどう記載していけるか、考えがあればお知らせください。

事 務 局：どこまで議論を深めていけるか、区としても思案しているところです。2ページの地区別構想策定の進め方に記載しているように、地区別構想や特定事業計画の作成と並行してこころのバリアフリーに関する取組などを実践していければいいと考えています。7章のまとめ方は工夫したいと思っています。

副 会 長：既に実施されていることもあり、積み重ねていくことも大事ですが、情報を出していくことで障害のある方が情報を頼りに街へ出て行くようになることが大事だと思います。

す。どんなにパンフレットを作っても関心を持たない人には届きません。関心を持たざるを得ないように情報が目の前にある状況を作っていくべきです。SNSやインターネットの活用により、北区全体のバリアフリーマップ、トイレ情報など、情報を共有させる場を設け、街に出られる状況を作っていくってほしいです。

情報とところそれぞれについて考えていく中で、分けて考えられない部分もあるかと思えます。限られたスケジュールですが、列記しただけに終わらずに北区ならではの新しいアプローチを考えられればと思います。

会 長 : 6ページの基本方針にも「ところと情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取組の方向性を示します」とあるので、具体化していくことが重要かと思えます。

委 員 : 9ページの図3-1について、区分線が何を示しているのか分かるようにしてほしいです。また、9ページの三段落目を2行に分けて、主要な生活関連施設でなくても事業の対象になりうるようになるように記載してほしいです。11ページについても同様です。表3-1の見せ方ですが、考え方や推進方法の行は施設一覧とは別の表にした方がいいと思います。表3-2には推進方法を記載しなくてもよいのでしょうか。

会 長 : 経路が先で施設が後か、構成について検討していただきたいと思えます。また、委員の意見にあった銭湯や温浴施設、コインランドリーはどうなっていますか。

事 務 局 : 生活関連施設には含めませんが、条例や要綱等の対象施設となるので、出入口の配慮やところのバリアフリーなど可能な取り組みがなされるよう働きかけていくことを考えています。

会 長 : 貴重な意見ですので、銭湯は含めることも検討いただければと思います。

事 務 局 : 生活関連施設に含めるか検討します。

会 長 : まちあるき点検では16ページに掲載されている写真以外にも撮影したものはあるのでしょうか。事業者に対して区民意見の根拠として必要になるかと思えますので、実際の状況や、どういう方の意見なのかという情報ももう少し分かるといいのではないのでしょうか。

事 務 局 : 区民部会では細かい状況や写真を含め、資料を整理して示しています。地区別構想での見せ方についてはもう少し検討したいと思えます。

委 員 : 第4章の「移動等円滑化に関する事項」というタイトルがしっかりこないのですが、章のタイトルとして「赤羽地区の現状と課題」として、特定事業別の移動等円滑化に向けた配慮事項と別に章立ててはいかがでしょうか。また、配慮すべき事項にも構想としての意志を込めていただければと思います。

事 務 局 : 検討したいと思えます。

会 長 : 10年考えていくことですから、先を見据えてよりよい北区となるよう、本当に使う側の立場にたった方針を示していただければと思います。また、「特定事業別の移動等円滑化に向けた配慮事項」と表記されていますが、「特定事業別の移動等円滑化に向けた対応事項」としてはどうでしょうか。

委 員 : 例えば、22ページに「案内を紙で配付するなど、多様な利用者を想定した」とありま

- すが、訪日外国人は想定しているのでしょうか。また、32 ページの都市公園の案内設備には「多様な利用者」と入っていないので、入れた方がいいのではないのでしょうか。
- 事務局：多様な利用者の定義を記載している方がいいかもしれません。ここでは、バリアフリー法の対象者と子育てをしている人としており、外国人は直接的な対象としてはとらえていないですが、オリンピック・パラリンピックや観光の視点から、事業者の方々にも積極的に考えていただきたいと考えています。
- 会長：知的障害や精神障害を抱える方や認知症患者も含まれるように思います。また、多機能トイレについて、機能分散が推奨されるなかで「多機能」トイレという表記をするのはどうかと思います。
- 委員：10年後を見据えると LGBT への対応なども考えていかないといけないのかと思いました。全人口のうち 7.4% を占める左利きの人と同じくらい LGBT の人がいると言われていています。べき論をいうのは嫌ですが、検討の必要性という点では発言しておこうと思いました。
- 委員：王子に東横インができますが、新しく建物が出来る際に、その施設に対して適切な経路の案内が考えられているのでしょうか。北とびあの先は車道に出ないと車いすで移動できないようなところが有り、交通量が増えると危険が増すと思います。新規施設ができるときのアクセスの改良の考え方を織り込むことは可能でしょうか。
- 事務局：ホテルなどは規模に応じて法や条例に基づいて建設されますが、これはあくまで敷地の中の話です。道路側は別途道路管理者と警察で安全対策を検討していくことになり、施設設置管理者に求めていくことは難しいです。大規模な開発であれば求めていくこととなりますが、そうでない場合は、状況を踏まえた対応となってきます。新築の際に合わせた整備ができるわけではなく、タイムラグが出てしまうのが実際のところだと思います。
- 会長：基本構想はまさにつながりの部分の一体化を重視した考え方であり、問題が予想される場合への対応の必要性を記載しておく必要性はあるかと思います。
- 事務局：6章にはスパイラルアップの中で、協議会の継続、事業の推進という点を書いています。新築される建築物への対応やアクセスの検討についても追記できるか検討していきます。
- 委員：ホテルには強制はできないと思いますが、理想的なことを言うと、建築の届出があったときに配慮をお願いする案内を渡すようなことができるといいと思います。また、以前から言っていることですが、せっかく作った施設のメンテナンスについてはどこかに記載されているのでしょうか。
- 事務局：維持管理については、以前にいただいた意見を踏まえて全体構想の 34 ページに記載しています。届出の際の案内については、都の建築物バリアフリー条例があり、一定規模以上の建物については法に基づいた基準適合義務が課せられており、パンフレットで周知しています。遵守しながら建築確認申請をとり、遵守されて整備されることとなります。
- 会長：実際にはどこまで機能しているかわかりません。民間機関のチェックでどこまで厳格

に確認されているのかと疑問視されている面があります。区からより積極的にお願いしていくことも必要だと思えます。

事務局：区にも照会が来ており、チェックできる形にはなっています。

委員：近くのコンビニが建替えにより、以前通れていた通路が通れないくらい狭くなってしまったことがありました。そういうことが起こっているのが現実だと思います。

事務局：建物の規模にもよりますので、すべての建築物にお願いができる状況ではないというのが現実です。

会長：使えないコンビニができたらずぐ本社に言って改善を求めるのが当事者の務めです。遠慮しないで言っていただければと思います。

委員：グーグルマップの中に移動ツールとして車いすのマークを入れる活動をしています。その中で、手話対応のできるスタッフやサービス介助者が常駐している施設などがわかるようなバリアフリー情報を入れていけるといいと思います。情報があるというだけで使いやすさが違ってきますので、アプリの活用や北区のホームページでアピールしていくなど、そういったことにも取り組んでいただければと思います。

会長：これから社会が変わっていく部分に関しては、10年後を見据えた記載については是非検討してください。

副会長：この議論の内容がわかりやすく出されるだけでも有用な情報になっていくと思います。まずこの取り組みを平易に出していくことができるといいです。また、多様な利用者という表現に対して意見がありましたが、1章の前に記載されている定義については古いものになっていくと思います。利用者が多岐にわたることに対応しきれないとしてしまうのは失礼ですので、これからは新しいニーズが出てくることに対して、真摯に対応していくことをページの中に記載していくべきではないでしょうか。まだ想定されないニーズにも向き合っていく姿勢を表明できればと思います。

副会長：21ページから始まる共通の配慮事項も今後精査されるのでしょうか。26ページの案内設備・情報のバリアフリーの4つ目の事項について、優先利用はこころのバリアフリーに該当するのではないのでしょうか。また、旅客施設にはこの項目が抜けていますが、問題ないのでしょうか。

事務局：もう少し内容を確認して表現を精査していきたいと思えます。

会長：旅客施設と建築物、共通の部分は共通の書き方になるよう配慮していただければと思います。

副会長：「多様な利用者」とは、意味としては「利用を必要とするすべての人」ということになるとは思いますが、どのように表記するかはご検討いただきたいです。

会長：トイレの改善については実態が先に進んでしまうところがあります。そういった情報をしっかりキャッチして事業に書き込めるように配慮していただきたいです。今後は事業者の方々にも是非積極的に発言いただいて、10年後のよりよい社会のために議論していただければと思います。

### (3) その他

(なし)

### 3. 閉会

事務局：今後の予定としましては、区民部会と事業者部会の意見交換会を11月1日（火）に実施する予定です。本日は活発なご議論をいただき、ありがとうございました。